

## 北斗市福祉事業条例（抜粋）

（高齢者ふれあい入浴券交付事業）

第23条 高齢者ふれあい入浴券交付事業は、別に規則で定める者に対して、市内の公衆浴場等を活用し、高齢者と地域住民とのふれあいの機会を促進し、高齢者の生きがいの高揚及び充実を図るため、入浴券を交付するものとする。

---

## 北斗市福祉事業条例施行規則（抜粋）

### 第21章 高齢者ふれあい入浴券交付事業

（実施浴場）

第138条 [条例第23条](#)に規定する事業（以下「高齢者ふれあい入浴券交付事業」という。）は、次の浴場（以下「入浴施設」という。）において行うものとする。

- (1) 市内の普通公衆浴場
- (2) せせらぎ温泉
- (3) 親和の湯
- (4) 函館スパビーチ・ホテル海王館(株)マルカツ興産
- (5) 茂辺地福祉浴場

（対象者）

第139条 高齢者ふれあい入浴券交付事業による入浴券（以下「入浴券」という。）の交付を受けることができる者は、市内に居住し、住民基本台帳及び外国人登録原票に記載されているものであって、当該年度中に満70歳以上となるものとする。ただし、次の者は、この限りでない。

- (1) 病院等に入院している者
- (2) 施設等に入所している者

2 前項第1号及び第2号に規定する者が病院等を退院等したときは、その事実が判明した時点で交付対象者とする。

（入浴券）

第140条 市長は、対象者に対し、年間60ポイント（以下「交付ポイント」という。）の入浴券を交付するものとする。

2 入浴施設を利用した場合の1回当たりのポイントは、次のとおりとする。

- (1) [第138条第1号](#)の規定による入浴施設は、6ポイント

(2) [第138条第2号](#)及び[第5号](#)の規定による入浴施設は、4ポイント

(3) [第138条第3号](#)の規定による入浴施設は、5ポイント

(4) [第138条第4号](#)の規定による入浴施設は、8ポイント

3 入浴券は、交付ポイントから前項のポイントを利用の都度減点し、ポイントが無くなるまで使用することができる。

(有効期間)

第141条 前条の入浴券の有効期間は、交付の日から当該年度の3月31日までとする。

(利用方法等)

第142条 入浴券の交付を受けた者(以下この章において「利用者」という。)が入浴施設を利用する場合は、その都度入浴券を利用する入浴施設へ提出しなければならない。

2 利用者は、入浴券を第三者に譲渡し、使用させてはならない。

(入浴券の再交付の禁止)

第143条 市長は、利用者が入浴券を紛失したとき等は、再交付しないものとする。

(入浴券の返還)

第144条 利用者が次の事項に該当したときは、入浴券を市長に返還しなければならない。

(1) 施設等へ入所したとき。

(2) 市外へ転出したとき。

(3) 不正の使用を指摘されたとき。